

平成23年度随意契約一覧

予定価格100万円を超える契約が対象

【古河赤十字病院】

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	備考
小児科電カル端末 4台	会計課 茨城県古河市下山町1150	平成24年1月11日	株式会社富士通エンジニア 東京都中央区銀座7-16-12	1,155,000円	小児科再開に向け、クライアント追加購入のため競合の余地がないことから、日本赤十字社会計規則第36条第3項に該当するため随意契約とした。	
医局什器追加及び レイアウト変更	会計課 茨城県古河市下山町1150	平成24年1月31日	関彰商事株式会社 茨城県古河市駒羽根6-1	1,117,200円	医師の増員に伴い既存什器の追加購入及びレイアウトの変更のため、競合の余地がないことから、日本赤十字社会計規則第36条第3項に該当するため随意契約とした。	
ニューポートベンチ レータ e360	会計課 茨城県古河市下山町1150	平成24年3月30日	株式会社栗原医療器械店 栃木県小山市犬塚1-14-10	2,730,000円	小児科再開に間に合わないことから、日本赤十字社会計規則第36条第3項に該当するため随意契約とした。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。